平成２２年（フ）第１６４１号
千葉市中央区東本町４番９号
債務者　田中　裕満
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４３号
千葉市中央区東本町４番９号
債務者　田中喜一郎
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０１号
千葉県船橋市習志野台６丁目19番21号
債務者　石井　純平
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
千葉市稲毛区あやめ台１番10棟103号
債務者　長澤　崇統
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
千葉県市原市飯沼209番地１　ハイコーポ小倉Ｂ202
債務者　新矢みつ江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５号
千葉県船橋市前原西４丁目33番13―609号
債務者　渡邊　貴江（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
千葉市若葉区千城台北４丁目２番６号
債務者　倉持　聖恵
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２号
千葉県香取市香取1834番地３
債務者　小倉　典子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
千葉県東金市油井188番地２
債務者　石川　和正
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６３号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目６番216号
債務者　近藤　鋼之
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２号
沖縄県那覇市天久1201　国吉アパート301、住民票上の住所沖縄県糸満市字大里597番地２階
債務者　上原　梓
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６６号
沖縄県那覇市壺川１丁目12番地５グランドパレス壺川901
債務者　外間　友見（旧姓仲里）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３号
北海道標津郡中標津町東８条南４丁目１番地
債務者　木下真由美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第２５５号
静岡県富士市松岡770番地の１　飯山住宅９号、前住所静岡県富士市水戸島２丁目16番13号
債務者　伊藤　広顕
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第９２５号
川崎市高津区子母口348番地　ＷＩＮＧ　Ｉ103
債務者　開米　義一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
川崎市高津区諏訪１丁目23番18―201号　ハニークリエイティブ
債務者　吉田奈穂美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
川崎市宮前区土橋７丁目１番地５　コトー宮前平503
債務者　鹿倉由香理
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係